

和歌山県立医科大学医学部における進級判定・卒業判定に対する異議申立てに関する規程

制 定 令和3年12月1日和医大規程第72号

(目的)

第1条 本規程は、和歌山県立医科大学医学部における進級判定・卒業判定に対する異議申立があった場合、進級判定・卒業判定の透明性を確保するため、その手続について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、本学に在学している医学部生をいう。

(異議申立事由)

第3条 当該期の進級判定・卒業判定について、次の各号の一に該当する場合に限り異議を申し立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) 教育要項や授業時間内での指示等により周知している進級判定・卒業判定の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるもの
- (3) その他異議申立てを行うにあたり合理的又は客観的な根拠があるもの

(異議申立手続)

第4条 学生は自らの進級判定・卒業判定に関して、異議がある場合は、判定結果の発表日から7日以内に「進級判定・卒業判定異議申立書」（別記様式1）により学長に異議を申し立てることができるものとする。

- 2 学長は、医学部教務学生委員会委員のうち学長が指名する複数の委員（以下「学長が指名する委員」という。）に当該異議申立てに係る事実関係の調査をさせるものとする。
- 3 学長が指名する委員は、申立て内容を確認し、必要に応じて当該学生、不合格科目担当教員（以下「担当教員」という。）に面談等を実施したうえで、担当教員に対し不合格理由に関する回答を求めるものとする。
- 4 学長が指名する委員は、担当教員からの回答内容を確認し、必要に応じて担当教員に面談を実施し成績評価が適正かを判断したうえで、その結果を学長に報告するものとする。
- 5 学長は、異議申立てを認め進級判定・卒業判定が覆る場合は、教授会に意見を求めなければならない。
- 6 学長は、原則として、申立てのあった日から10日以内に「進級判定・卒業判定異議申立てに対する回答書」（別記様式2）により当該学生に回答するものとする。
- 7 異議申立てへの回答に対しての再異議申立ては認めない。
- 8 「進級判定・卒業判定異議申立書」の提出窓口及び「進級判定・卒業判定異議申立てに対する回答書」の交付窓口は学生課とする。

附則

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「和歌山県立医科大学医学部における進級判定・卒業判定に対する異議申立てに関する申し合わせ」（平成27年6月12日施行）を廃止する。